

香川労働局発表  
平成27年11月26日

担当	香川労働局労働基準部
	健康安全課長 合田 弘孝
	安全専門官 葛原 雅彦
	電話(087)811-8920
	夜間(087)811-8926(呼)
<a href="http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/">http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/</a>	

## 「年末年始ゼロ災害香川推進運動」を展開

(平成27年12月1日から平成28年1月31日まで)

初日の12月1日に県下一斉の安全衛生パトロールを実施

香川労働局(局長 ふじなが よしき 藤永芳樹)各労働基準監督署では、一年の締めくくりを笑顔で送り、労働災害のない明るい新年を迎えるために、労働災害の増加が懸念される12月1日から来年の1月31日までの2か月間「年末年始ゼロ災害香川推進運動」を展開します。

年末年始は、何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非常作業等が多くなる時期であることから、各事業場、職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要です。

また、この時期は、働く者一人ひとりが心新たに日常の安全衛生活動を総点検するとともに、自らの健康や生活習慣を見直す絶好の機会です。

そこで、『**「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年末年始**』の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「平成27年度年末年始無災害運動(平成27年12月15日～平成28年1月15日)」と呼応し、『**年末年始ゼロ災害香川推進運動**』を展開し、労働基準監督署による事業場指導時や労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけにより、事業場において実施して頂きたい重点事項について周知・啓発に努めることとしております。初日の12月1日に県下一斉の安全衛生パトロールを実施するとともに、12月第3週にも集中的に県下一斉の安全衛生パトロールを実施します。

### 主唱者の実施事項

- (1) 香川労働局、労働基準監督署による事業場に対する周知・徹底
- (2) 労働基準監督署による安全衛生パトロール
- (3) 労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけの実施
- (4) マスコミ、関係行政機関を通じた周知、広報の実施

### 事業場の実施事項

#### 最重点事項

非常作業における労働災害防止対策の徹底

(リスクアセスメントの結果を踏まえた作業計画書の作成、安全衛生教育の実施)

#### 重点事項

- (1) 転倒災害及び墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (2) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底

- (3) 交通労働災害防止対策の徹底
- (4) K Y (危険予知) 活動、4 S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の徹底
- (5) 機械設備に係る定期自主検査及び作業開始前点検の確実な実施
- (6) 安全衛生パトロールの実施
- (7) 火気の使用時における管理の徹底
- (8) 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施
- (9) 安全衛生意識の高揚に関する活動の実施

資料 平成 27 年度年末年始ゼロ災害香川推進運動実施要綱  
平成 27 年度年末年始ゼロ災害香川推進運動リーフレット

# 平成 27 年度 年末年始ゼロ災香川推進運動実施要綱

香川労働局

## 1 趣旨

香川県下の平成 27 年の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、10 月末現在 829 人で前年同期と比較すると 5 人増加しており、依然として転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害が高い割合で発生している状況にある。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップが自ら先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて総点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが求められている。

とりわけ年末年始は、何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非常作業等が多くなる時期であることから、各事業場、職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要となる。

そこで、香川労働局、各労働基準監督署、災害防止団体等では、一年の締めくくりに笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるために、

**『「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年末年始』**

の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「平成 27 年度年末年始無災害運動」と呼応し、本年度の年末年始ゼロ災香川推進運動を展開することとする。

## 2 実施期間

平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日まで

## 3 主唱者

香川労働局、各労働基準監督署

## 4 実施者

各事業場

## 5 主唱者の実施事項

- (1) 香川労働局、労働基準監督署による事業場に対する周知・徹底
- (2) 労働基準監督署による安全衛生パトロール
- (3) 労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけの実施
- (4) マスコミ、関係行政機関を通じた周知、広報の実施

## 6 事業場の実施事項

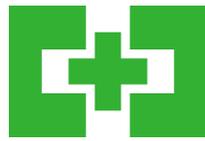
### **最重点事項**

非常作業における労働災害防止対策の徹底

(リスクアセスメントの結果を踏まえた作業計画書の作成、安全衛生教育の実施)

### **重点事項**

- (1) 転倒災害及び墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (2) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (3) 交通労働災害防止対策の徹底
- (4) K Y (危険予知) 活動、4 S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の徹底
- (5) 機械設備に係る定期自主検査及び作業開始前点検の確実な実施
- (6) 安全衛生パトロールの実施
- (7) 火気の使用時における管理の徹底
- (8) 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施
- (9) 安全衛生意識の高揚に関する活動の実施



# 年末年始ゼロ災害香川推進運動

【期間 平成27年12月1日から平成28年1月31日まで】

『「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ  
しっかり点検 年末年始』

年末年始は労働災害の発生要因の増大が懸念されます。

一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるために、「安全第一」という基本に立ち戻り、経営トップが安全衛生に対する決意を新たにし、次の事項を実行しましょう！

## 【 職場での重点的な取組事項 】

### 最重点事項

非定常作業における労働災害防止対策の徹底

(リスクアセスメントの結果を踏まえた作業計画書の作成、安全衛生教育の実施)

### 重点事項

- (1) 転倒災害及び墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (2) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (3) 交通労働災害防止対策の徹底
- (4) KY（危険予知）活動、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底
- (5) 機械設備に係る定期自主検査及び作業開始前点検の確実な実施
- (6) 安全衛生パトロールの実施
- (7) 火気の使用時における管理の徹底
- (8) 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施
- (9) 安全衛生意識の高揚に関する活動の実施

# 平成 27 年度 年末年始ゼロ災香川推進運動実施要綱

## 香川労働局

### 1 趣旨

香川県下の平成 27 年の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、10 月末現在 829 人で前年同期と比較すると 5 人増加しており、依然として転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害が高い割合で発生している状況にある。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップが自ら先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて総点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが求められている。

とりわけ年末年始は、何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非常作業等が多くなる時期であることから、各事業場、職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要となる。

そこで、香川労働局、各労働基準監督署、災害防止団体等では、一年の締めくくりに笑顔を送り、災害のない明るい新年を迎えるために、

**『「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年末年始』**

の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「平成 27 年度年末年始無災害運動」と呼応し、本年度の年末年始ゼロ災香川推進運動を展開することとする。

### 2 実施期間

平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日まで

### 3 主 唱 者

香川労働局、各労働基準監督署

### 4 実施者

各事業場

### 5 主唱者の実施事項

- (1) 香川労働局、労働基準監督署による事業場に対する周知・徹底
- (2) 労働基準監督署による安全衛生パトロール
- (3) 労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけの実施
- (4) マスコミ、関係行政機関を通じた周知、広報の実施

### 6 事業場の実施事項

リーフレット表面の【職場での重点的な取組事項】のとおり